

公募型企画競争公告

次のとおり公募型企画競争に付します。

平成29年8月28日

経理責任者 独立行政法人国立病院機構宇都宮病院
院長 沼尾利郎

記

1. 競争に付する事項

- (1) 件名 中央材料室管理業務委託
- (2) 委託内容、 入札説明書及び委託仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結日から平成32年9月30日まで
- (4) 競争方法 入札説明書に定める公募型プロポーザル(企画競争)方式を以って行う。

交渉権者の決定については、企画提案書の評価点及び入札書の価格を以って評価するので、参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2. 競争に参加する者の必要資格等に関する事項

- (1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(平成16年細則第6号。以下「契約細則」という。)第5条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 契約細則第6条の規定に該当しない者。

- (3) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の平成28・29年度の「役務の提供等」において A、B又はCに格付けされ関東甲信越地域の参加資格を有するものであること。

- ① 法人等を設立して10年以上経過しており、同等な規模の病床数を有する病院の同業務について 現在、良好な運営実績が3年以上継続であること。
- ② 不正及び不誠実な行動がないこと。
- ③ 業務を遂行する為に十分な人員を配置できる体制を取れること。
- ④ 院内滅菌消毒受託責任者、滅菌管理士等の資格者を業務立ち上げ及び定期的な業務チェックに関与させることが可能であること。

3 公募型企画競争参加希望者の提出書類

- ① 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の平成28・29年度の「役務の提供等」においてA、B又はCに格付けされ関東甲信越地域の参加資格を有することの証明書の写し
- ② 営業経歴書
- ③ 事業概況
- ④ 登記簿謄本の写し
- ⑤ 法人税と所得税及び消費税の納税証明書
- ⑥ 社会保険料又は国民年金保険料納付証明書(確認書可)
- ⑦ 企画提案書
- ⑧ 入札書(※提案書の内容を踏まえたもので、3年間の総額とする)
(※人員配置及び従事者の配置先別人数を必ず記載する)

4 書類等の交付、提出場所及び照会問い合わせ先

〒329-1193 栃木県宇都宮市下岡本町2160
独立行政法人国立病院機構 宇都宮病院
電話:028-673-2111(代)

5 企画提案書及び入札書の提出部数

企画提案書については7部、見積書については1部(通)を提出のこと。

6 企画提案書及び入札書の提出期限及び提出方法

提出期限 平成29年9月11日(月) 14時30分までに持参による。

なお、見積書については厳封のうえ、封筒に「国立病院機構宇都宮病院中央材料室管理業務委託に係る見積書在中」と朱書すること。

7 見積書開封の日時及び場所

平成29年9月14日(木) 14時00分

国立病院機構宇都宮病院 院内会議室

8 その他

提出された企画書及び見積書は返却しない。

9. その他必要な事項

- (1) 競争及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 契約保証金等

免除

10 選定方法

審査

提出された提案書により以下の項目において評価する 評価区分	評価項目
業務を適正に実施する能力	提案内容及び技術回答書回答内容 プレゼンにて総合的に判断する。
業務の運営計画及び体制等	中央材料室管理業務の運営に関する 事項
経済性	委託費
その他	病院に対する事業者からの自由提案

11 プレゼンテーション審査の実施

(1) 日時及び場所

平成29年9月13日(水) 10時より

国立病院機構宇都宮病院 院内会議室

(2) プレゼンテーションの順番 企画書の提出順による。

(3) 実施時間

プレゼンテーション 15分以内、ヒヤリング 15分以内

(4) 出席者 3名以内

(5) プレゼンテーション内容

本受託についてアピールしたい点、中央材料室管理業務に対する総合的な考え方などをプレゼンテーションする。

(6) ヒヤリング内容

中央材料室管理室業務全般について質疑応答を行う。

12 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 提案書の提出期限に遅れた者

イ ヒヤリングまたはプレゼンテーションに遅れた者

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者

13 参加者に要求される事項

この競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類として、競争説明書に定める企画書等を指定する期日までに提出しなければならない。参加者は、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 競争参加の無効

本公告に示した競争参加資格の無い者の提出した企画書及び見積書、競争参加者に求め

られる義務を履行しなかった者の提出した企画書及び見積書は無効とする。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約相手方の決定方法

契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である見積を提出した参加者の中から、競争説明書で定める総合評価方法を以って交渉権者を決定する。

その者が複数の場合は、総合評価方法を以って得られた値が最も大きい事業者から交渉順位を付するものとし、第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。

但し、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(4) 契約までに要する費用は、全て各事業者の負担とする。

(5) 提出する見積書には見積内訳を添付すること。